

# 『従軍慰安婦問題』の問題点はどこにあるのか

～目に見えない大きな戦争の傷跡～

矢野 正高

YANO Masataka

## 1. はじめに

本稿では、従軍慰安婦問題はなぜ戦後 65 年を経過した今でもなお解決されずに残っているのか、先行研究を通してその考察を行った。

結論として、従軍慰安婦問題は、その立証が極めて難しい状況にあることがわかった。つまり、旧日本軍の慰安所があったとされていた場所が、アジア太平洋地域全域と広範囲であり、被害者も加害者も慰安所も多種多様であり、従軍慰安婦問題をひと括りにして、国家による組織的な犯罪として論じることが極めて難しいことが、この問題が複雑化・長期化している要因のひとつになっている。さらに不幸なことに、当時の混乱していた状況と、65年もの歳月の経過のため、従軍慰安婦問題の全容解明に向けた研究が、今後飛躍的に加速する可能性も低い。

また従軍慰安婦問題が長期化した根本的な原因のひとつとして、今後研究が大きく前進し、旧日本軍の多種多様の非人道的な行為の全容が明らかになったとしても、「人道に対する罪」以外に、不遑及原則に反する事後法は適用できないという罪刑法定主義があるため、法律によって過去の旧日本軍の組織的な行為を国家の犯罪として裁くことは難しく、日本国・大韓民国の二国間による新たな合意締結や、個別に設置する委員会など以外に、被害者の望むような従軍慰安婦問題の解決も難しい状況にあることがわかった。

従軍慰安婦問題は、その難しい解決方法を巡って、日韓の両国間にとって更なる友好関係の発展を妨げる原因のひとつとなっているように思えてならない。本当に相互の友好的な関係を望むのであれば、真相を明らかにする事と同時平行して、どのような過去の過ちをも許しあえる取組みが日韓両国共に必要なのではないと思われる。これまで先行してきた従軍慰安婦問題研究の中には、事実関係を実証することに重きを置き、被害者の心の傷の存在に真摯に向き合おうとしない研究報告例も見受けられる。両国間の火種として 65 年間もの間続いていた従軍慰安婦問題を、被害者の人間の尊厳にかかわる問題として扱ってこなかったため、従軍慰安婦問題が長期化したのではないかと思えてならない。

これまでの経緯はともかく「従軍慰安婦問題」は、戦争という不幸な歴史の中にお

いて、旧日本軍の軍人によってもたらされ、今なお被害者に残った心の傷として多数事例が確認できている点において、戦争の大きな傷跡のひとつとしてまぎれもなく存在していた。そもそも従軍慰安婦問題は、人間の尊厳にかかわる問題である。たとえ歴史の全容を明らかにすることが難しくとも、その明らかになった罪を事後法で裁くことが難しくとも、被害者の残り時間を有効なものとするため、第一に被害者の心のケアを優先し、同時にこの従軍慰安婦問題の全容解明を目指して研究を積極的に進める両国間の努力と協力こそが、慰安婦問題の解決方法ではないかと思われてならない。

## 2. 明らかになっている研究成果

### (1) 従軍慰安所の必要性

戦時下における旧日本軍は、前線に近いほど、軍の統率・規律を高く保つ必要があった。当時の旧日本軍兵士たちは、その存在自体人間の尊厳そのものを軽視していた非常に厳しい軍隊の階級制度システムの中で、死と隣りあわせた極限の心理状態にあった。旧日本軍では一般市民への強姦は、当時の旧日本軍においても重罪であった。また旧日本軍は、食糧はもとより、必要な物資を現地調達することが慣例となっていたため、極限の心理状態の兵士による、一般市民に対する暴力事件が多発し、反日感情の高まりと同時に、軍の規律にとって大きな問題となっていた。すなわち軍組織として規律を正さなければならないため、兵士による強姦を防ぐための慰安所が必要とされたこと。コレラ、結核、赤痢と同じく、性病などの感染症により兵力の低下を防ぐため、兵士の衛生管理の一環として慰安所の衛生を管理すること、また極限の心理状態にあった旧日本軍の兵士をなだめるために必要であったことが明らかになっている。

### (2) 慰安所のシステム

その当時、旧日本軍が利用した慰安所は、軍属と言われた民間経営の慰安所、軍が衛生管理した民間経営の慰安所、軍が直接経営管理した慰安所の3種類があったと確認できている。場所も記録に残っているだけで、200箇所と戦争状態にあった戦地・戦場付近だけでなく、日本国内の軍の基地周辺、沖縄などにも多数確認されている。慰安所は、接収した一般の民家や、ただの小屋であるなど多種多様であるが、現在残存が確認されている施設もある。

### (3) 従軍慰安婦の多様性

従軍慰安婦は、これまでの研究から多種多様であることがわかっている。国籍も確認できているだけで、朝鮮人、中国人、台湾人、オランダ人、フィリピン人それに日本人も多く確認されている。年齢も幅広く、従事した者の数は、1万から20万人程度と推定されているが、多くの調査研究がなされた今でもその総数は確認ができずにいる。戦後65年を経過してしまった今となってはその全容を明らかにすることが極めて難しくなっている。その推定数と、自分が元従軍慰安婦の犠牲者であると宣言している数では大きな開きがある。そこにその当時の女性の立場がどのようなものであった

か、声をあげて犠牲者であると主張できなかつた理由が見え隠れしている。訴え続けた方からは、心のケアが今すぐに必要ではないかと思われるほどの痛ましい証言の数々が語られている。

### 3. 従軍慰安婦問題の争点

#### (1) 旧日本軍の関与

従軍慰安婦問題は、旧日本軍の誰の命令にて実施されたのか、組織的であったか、国家としての罪を立証できるかどうかなどの争点がある。従軍慰安婦らの望む解決方法は、旧日本軍による国家的な犯罪であることを、現日本政府が公式に認めることにある。その慰安所は、旧日本軍の進駐地各地に点在しており、軍属と呼ばれた民間の施設や陸軍の野戦基地内における物品販売所において慰安所が設けられ、従軍慰安婦らの衛生管理が軍医より直接なされていた事、旧日本軍の各部隊に利用日が割り振られていた事などから、一部の軍と密接な関係があったことだけでなく、軍の施設の一部であったことも明らかになっている。ここでの争点は、慰安所が場所・時期によって、さまざまな形式をとっており、慰安所の全部が日本国の軍が組織的に一律関与していた事を立証できないことにある。しかし、慰安所が多種多様であったとしても戦時下の従軍慰安婦にとっての加害者は、不特定多数の旧日本軍の将兵であり、旧日本軍のそのものであったと言える。また慰安所に問題があれば旧日本軍の将兵の管理不届きとも言え、旧日本軍の組織の規律問題の責務であるとも言える。少なくとも、旧日本軍の支配下にあった慰安所が排除されなかつたことだけを注目しても、国家が人間の尊厳にかかわる問題を、間接的に放置したと考えることができるのではないだろうか。軍の規律をあまりにも重んじるあまり、国民を保護すべきその国家が、非人道的で人間の尊厳にかかわるさまざまな問題に対して、見て見ぬふりをしてきた事、また、本来無抵抗で守るべき民間人の人間の尊厳を軽視した事に、従軍慰安婦問題の深刻さと、被害者の目に見えない心の傷を感じずにはいられない。

#### (2) 合意のあった公娼であるか合意のなかつた性奴隷であるか

従軍慰安婦は、旧日本軍所に同行していた軍属、また民間の業者によって募集がなされて、旧日本軍の直営の慰安所または、旧日本軍の軍事施設付近の慰安所にて働く従軍慰安婦を募集されていたケースが確認されている。当時の状況を考えると、生き残るためには、不本意ながら慰安婦にならざるを得ない状況であったケースも少なくなかつただろうと推定される。さらに、極めて悪意を持って非人道的に実施されたケース事例として、慰安所にて従軍慰安婦として働くことについてなにも説明もなく、軍属によって雇われた第三者により騙されて戦地近くの慰安所に半強制連行されたケースや、いわゆる本当に純粋に従軍慰安婦として旧日本軍、軍属や業者などに、直接身柄を拘束され、戦地近くの慰安所に強制連行され従事させられたケースも証言として確認されている。つまり、合意、半強制連行、強制連行と従軍慰安婦問題の全容をひと括りとして扱って、事実を解明することが事実の確認をより難しくしている原因の

ひとつと言える。このため多くの研究成果は、従軍慰安婦が合意のあった商業活動の一環の売春行為であったか、合意のない強制連行による性奴隷であったかなどと、どちらも多数の加害者がいて多数の被害者が確認されたため、その結果として各種多様の事例研究が報告され争点が拡散し、その立証が難しい状況にあるのではないかと思われる。合意のあった商行為であっても、強制連行もあったと考えることによって自明になる真実は、加害者がどのケースも旧日本軍の将兵であり、被害者はどのような状況であれ従軍慰安婦であると言うことである。

さて、従軍慰安婦は、江戸時代から存在が確認されていた遊郭に勤めていた女性と同じと考える主張がある。遊郭で働いている女性に慰安サービスを提供してもらうような場合は、その慰安所を経営している方にとっては、合意のあった商行為であり、お金を支払った兵士にとっては、金銭の支払いによる取引合意があった。だから罪ではないという論調は、その人間の尊厳に対する意識の低さを垣間見ることができる。つまり、その取引には被害者の合意はなく、その行為は、人の尊厳を軽視していることに他ならない。また、仮に被害者に金銭的な合意さえあればなにをしてもいいと主張していることと同義の主張である。慰安所のシステムは、どのような状況であれ自分の身体も、他人の体も貶めるような行為そのものが人間の尊厳にかかわる問題である。つまり合意があろうがなかろうが、売春行為そのものが、お金や権力にて人間の尊厳を侵害しているというただ一点において、いつどの時代においても、普遍的な問題であり、今でもなお、「私の戦争は終わっていない」と叫び、消えない心の傷が残っている被害者がいる事実は、明らかに人間の尊厳に対して侵害を行った行為があったと断定することができる。

#### 4. 従軍慰安婦問題が長期化している理由

##### (1) 日韓友好条約の締結

1965年に締結された日韓基本条約において、両国間にてこれまでの過去のすべての問題が清算されたと合意された。この条約が締結されたことにより、日本政府は過去の責任をすべて補償済みとし、韓国政府からの追加補償は以降受け付けないこととなった。この条約は、国家間の合意であって、いわゆる「従軍慰安婦問題」の被害者の合意は含まれていない。その条約の締結後、どちらの政府も従軍慰安婦問題について、罪の存在を認めようとも、謝ることも、当然ながら補償する責任もなくなった。すなわち日韓基本条約の合意が、「従軍慰安婦問題」を、長期化させた原因のひとつに他ならない。また、長く続いた韓国の軍事独裁政権下においては、被害者は、女性の問題として声を上げて訴えることすらはばからただけでなく、1990年に、証言者が現れるまで問題として取り上げられることもなく、今となってはもはや時が流れすぎたことにより、全容解明をより困難にしていることも問題が長期化することになった原因のひとつとなってしまった。韓国政府には、当然のことであるが、この条約の有無に関わらず、自国の国民を自国で保護する国としての責務が生じている。自国民への被害者の心のケアも国家としての責務の一部ではなかつただろうか。

## (2) 現日本政府には当事者意識が欠如

1993年、河野洋平官房長官がいわゆる「河野談話」を発表し多くの非難を浴びた。その内容は、旧日本軍が、多くの形で関与したことを認めたものであったが、その一方、旧日本軍が慰安婦を強制連行して従軍慰安婦として従事させていたという資料は発見されなかったというものだった。歴史を明らかにする研究は進んでいるものの、その研究成果による、旧日本軍による組織的な関与を証明することが難しいことを示した発言であったと言える。しかし、日本政府として最も大切な従軍慰安婦への心のケアへの配慮を欠いた発言ではなかっただろうかと思われる。そもそも被害者が存在していることがわかっていながら、現在の日本政府に、罪を犯したという当事者意識がないことを示しただけであり、その様な第三者的で配慮の足りない発言を繰り返すことにより、日韓関係の問題として「もっと歴史を学んで欲しい」と要求されることは当然の結果ではなかっただろうか。

## (3) 立証の難しさ

これまで、多くの方が研究に取り組みされてきたものの、物的証拠の少なさ、心理的なダメージによると思われる証言の信憑性が問題となるなど、その全容を立証する決定的な証拠数は、十分に集まっていないと言える。売春か性奴隷か、軍による直接的な強制連行の事実確認も、その新たな証拠を発見でき、立証できるかどうかには研究の焦点が当たっていると言える。

しかし、現実問題として解決に残された時間は限られてきている。多種多様の慰安所があった。正確な数字はわからなくとも多くの被害者がいたことはもはや明らかであるため、次の解決の方法に進むべきときにあるのではないかと考えられてならない。

## 5. おわりに

過去に、幾度となく歴代の日本国の首相らが公式に謝罪を行ったにも係わらず、多くの従軍慰安婦から激しい反発を招いた。つまり、被害者から遠く離れたところで政治的に決着をつけたり、歴史家によってその史実の少しが明らかにされたとしても被害者の心の傷は癒えることない。その傷の深さは、どのような謝罪にも納得できるものではないのかもしれない。

そもそも従軍慰安婦問題は人間の尊厳にかかわる問題である。たとえその歴史の全容を明らかにすることが難しくても、明らかになった罪を事後法で裁くことが難しくても、元従軍慰安婦の状況を証言している被害者の残りの人生を有効なものとするため、第一には被害者の心のケアを優先すること。同時にこの従軍慰安婦問題の全容解明を目指して両国ともに研究を積極的に進める努力と協力こそが、従軍慰安婦問題の解決への道ではないかと思われる。心のケアとは、まずその声に耳を傾け、尊い一人の人間として接する事ではないだろうか。元従軍慰安婦の方々が共同生活している「ナムムの家」のハルモニ達が穏やかに食事をしている様子を拝見すると、ごく普通のおばあちゃんであった。ごく普通のおばあちゃん同様に、健康で長生きして欲しいと願います。

## ■注

「従軍慰安婦」とは、1930年から45年まで、旧日本軍将兵ために、性的欲求を満たすために設けられた、「慰安所」で日々性交を強いられた女性（comfort girl）を指す。

## ■参考文献

- Michael J. Sandel 鬼塚忍 = 訳（2010）『これからの「正義」の話しよう』早川書房
- 広田和子（2009）『証言記録 従軍慰安婦・看護婦』新人物往来社
- 笠原十九司（2007）『南京事件論争史 — 日本人は史実をどう認識してきたか』平凡社
- 西岡力（2007）『よくわかる従軍慰安婦』草思社
- 黄文雄（2007）『従軍慰安婦問題』ワック
- 大沼保昭・岸俊光 [ 編 ]（2007）『慰安婦問題という問い』勁草書房
- 神戸女学院大学石川康宏ゼミナール（2006）『「慰安婦」と出会った女子大生たち』新日本出版
- 蘇貞姫サラ（2005）『岩波講座アジア・太平洋戦争 2 戦争の政治学』p347「帝国日本の「軍慰安制度」論」岩波書店
- 吉見義明・川田文子（1997）『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』大月書店
- 吉見義明（1995）『従軍慰安婦』岩波新書